

事前告知

京都府：令和7年12月補正予算

薬局向け京都府医療機関等処遇改善推進事業のお知らせ

薬局が実施する職員の処遇の改善につなげる賃上げに必要な経費に対し、補助金を交付します。

【申請開始】決まり次第速やかに御案内します。

事業概要

(1) 対象施設

- ① 健康保険法上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から申請時点までに診療報酬請求の実績がある薬局
- ② **令和8年6月1日時点**で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料（※1）を届け出ることを誓約する薬局

※1 保険薬局に係るベースアップ評価料については現在検討が進められているところですが、現時点では、「事務職員」、「40歳未満の薬局の勤務薬剤師」をベースアップ評価料の対象とすることが検討されています。

(2) 交付基準額

所属する同一グループ内の保険薬局数（※2）	基準額
1～5 店舗	145,000円／施設
6～19 店舗	105,000円／施設
20 店舗以上	70,000円／施設

※2 所属する同一グループ内の保険薬局数は、厚生局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）又は特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数。

(3) 留意事項

- 原則として、本事業の補助金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ）を実施するとともに、**令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大**すること。
- 本事業では、薬局が本事業の補助金を活用して令和8年3月までの間に賃金改善を実施し、令和8年6月1日からベースアップを実施したことを確認するため、**実績報告書（賃金改善報告書）の提出が必要**。
- 支給額の全部又は一部が賃金改善の内容に充てられていなかった場合は、支給額の全部又は一部を減額して交付額を確定し、減額分の返還を求めます。

【本事業の申請方法等は、後日ホームページにてお知らせします。】